る津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　［略］

（主任技術者の選任等）

第五十二条　［略］

2　次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

一　出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの　前項の表第三号又は第六号の事業場

二～五　［略］

3・4　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［略］	［略］	［略］
変電所	一　［略］ 二　［略］ （一）～（三）　［略］ （四）　電力用コンデンサー	［略］ 1　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の設置

る津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二　［略］

9　［略］

（主任技術者の選任等）

第五十二条　［略］

2　［同上］

一　出力五千キロワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの　前項の表第六号の事業場

二～五　［略］

3・4　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］
変電所	一　［略］ 二　［略］ （一）～（三）　［略］ （四）　［同上］	［略］ 1　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の設置